



介護にかかわる休暇

福島大学男女共同参画推進専門委員会



目次

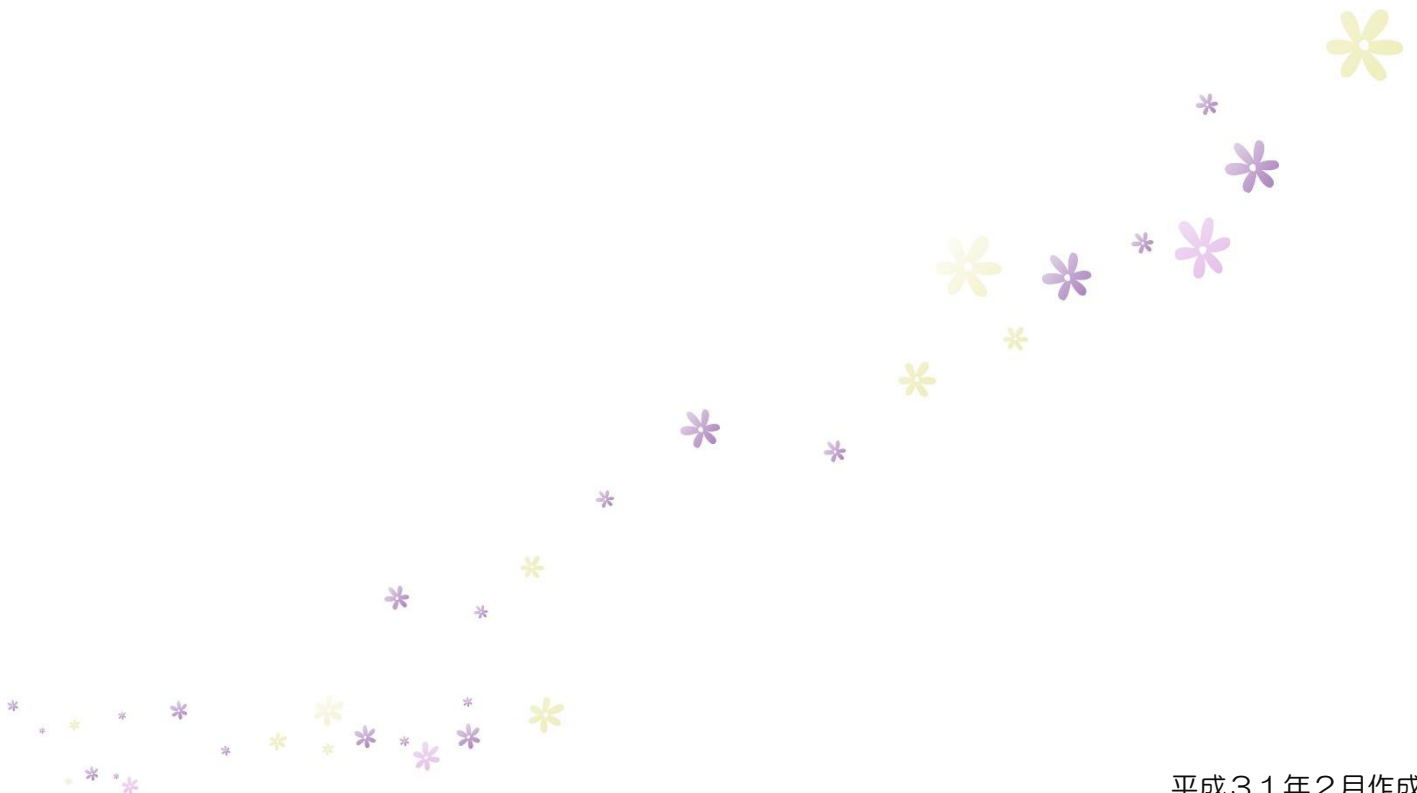
介護休業…P3

介護部分休業・介護休暇…P4

各種制度の利用をご希望の方は、詳細をご案内いたしますので、
人事課労務担当までお問い合わせください。

TEL : 024-548-8008(内線 2288) FAX : 024-548-6569

E-mail : roumu@adb.fukushima-u.ac.jp



平成31年2月作成
令和4年6月改訂

1. 介護休業

負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2 週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする対象家族を介護するためにする休業。

対 象 家 族	①配偶者 ②実父母又は養父母 ③子 ④配偶者の実父母又は養父母 ⑤祖父母、兄弟姉妹又は孫 ⑥職員と同居している者で次に掲げる者 ・ 職員の継父母 ・ 配偶者の継父母 ・ 子の配偶者 ・ 配偶者の連れ子 ⑦そのほか、学長が認めた者
提 出 様 式	介護休業申出書
期 間	介護を必要とする状態 1 件につき 3 回まで、かつ、通算して 6 ヶ月を超えない範囲内
給 与	無給

* 契約職員、パート職員、嘱託職員、非常勤講師の方は、介護休業開始予定日から起算して、93 日を経過する日から 6 月を経過するまでの間に、任期が満了することが明らかでない場合、取得することができます。

* 介護休業取得時、一定の要件を満たすと介護休業給付（雇用保険）の支給を受けることができます。

【支給要件】

- ・ 65 歳未満である
- ・ 介護休業開始日前 2 年間に、賃金支払基礎日数が 11 日以上ある完全月が 12 ヶ月以上ある（介護休業開始日前 2 年間に疾病、負傷等の理由により 30 日以上賃金支払いを受けられなかった場合は、2 年間にその分の日数を加えることができる。ただし、最大 4 年まで）

【支給期間】

1 回の介護休暇期間（最長 3 か月間）に限り支給

【支給額】

原則として、賃金日額×支給日数×67% ※R4.4.1 時点

上限 332,253 円、下限 77,310 円



2. 介護部分休業

1 日を通じて、職員が勤務時間規定により定められた正規の勤務時間の始業時刻から連続し、又は終業時刻まで連続した 4 時間の範囲内で、職員が行う介護の状態から必要とされる時間について、1 時間単位とする休業。

対 象 家 族	介護休業と同じ
提 出 様 式	介護部分休業申出書
期 間	休業開始から 3 年の間で 2 回まで
給 与	休業している時間については減額

*介護部分休業を申し出るための要件は、前頁と同じです。

*介護部分休業でも、前頁の介護休業給付（雇用保険）を受けることができます。

ただし、支払われた賃金の額と、「賃金日額×支給日数」の 67%相当額の合計額が、「賃金月額」の 80%を超えるとときは、超えた額が減額して支給されます。

3. 介護休暇

要介護状態にある対象家族の介護、通院等の付き添い、その他必要な世話を行うために勤務しないことが相当であると認められる場合に取得できる休暇。

対 象 家 族	介護休業と同じ
提 出 書 類	特別休暇簿（きんさぼ利用者はきんさぼにて申請）
期 間	1 年間において 5 日（対象家族が 2 人以上の場合は 10 日）の範囲内
給 与	有給（パート職員は無給）

